

障がい者福祉だより

■今月は熊本県ハートフルパス制度について紹介します。

○ 熊本県ハートフルパス制度とは・・・

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている障がい者用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や要介護状態の方や、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に、県内共通の利用証（ハートフルパス）を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。

○ 対象となる方・・・

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、下記の表に該当する方
- 療育手帳をお持ちの方で障がいの程度が「A」の方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で等級が「1級」の方

身体障がい区分		等級
視覚障がい		4級以上
聴覚障がい		該当なし
平衡機能障がい		5級以上
音声機能、言語機能障がい、または、そしゃく機能障がい		該当なし
肢体障がい	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳変病による運動機能障がい	上肢機能 2級以上 移動機能 6級以上
・心臓機能障がい ・腎臓機能障がい ・小腸機能障がい ・呼吸器機能障がい ・肝臓機能障がい ・ぼうこう機能障がい、または直腸機能障がい ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上

○申請に必要な書類・・・

- 申請書（窓口で交付、または県庁ホームページからダウンロードしてください）
- 下記のいずれか
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳

○ 申請場所・方法・・・

- ①山都町役場福祉課、各支所健康福祉係に申請書類を提出する。
※山都町に住所のある方のみ申請可能。
- ②県庁 障がい者支援課に申請書類を提出する。
- ③県保健所に申請書類を提出する。
- ④県庁 障がい者支援課に郵送する。
※必要書類と返信用切手（140円）を同封する。
〒862-8570 県庁 障がい者支援課

申請及び 福祉課 福祉係 ☎72-1229
 問合せ先 清和支所 健康福祉係 ☎82-2112 蘇陽支所 健康福祉係 ☎83-1112

保健だより

2019年度高齢者肺炎球菌予防接種についてのお知らせ

○肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、だ液などを通じて飛まつ感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

肺炎はわが国の死因の第5位となっています。また、日常的に生じる成人の肺炎のうち1/4～1/3は肺炎球菌が原因と考えられています。

○定期接種の対象者

山都町に住所を有する方で、①又は②に該当する希望者が対象となります。

※ただし、過去に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）の接種を受けたことがある方は除きます。

① 2019年度に次の年齢になる方

年齢	対象生年月日	年齢	対象生年月日
65歳	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生の方	90歳	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生の方
70歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の方	95歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の方
75歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の方	100歳	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生の方
80歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の方	101歳以上	大正8年4月1日以前の生まれの方
85歳	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生の方		

②現在60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

※経過措置 平成26年度10月から開始された肺炎球菌予防接種は、原則65歳の方が対象です。ただし、平成26年時点ですでに65歳を超えていた方は、平成30年度までの5年間で接種ができるように経過措置が設けられていました。しかし、国の方針により平成31年4月1日から5年間、この期間が延長されることになりました。

○接種期間 2019年4月1日から2020年3月31日

○接種方法 健康ほけん課又は各支所健康福祉係で予約票を受け取った後、医療機関に予約の上、接種を受けてください。

○接種医療機関 坂本クリニック・瀬戸病院・高田整形外科クリニック・野田医院・伴病院・矢部広域病院
山口医院・そよう病院 ※町外にかかりつけ医がある方は、お問い合わせください。

○接種費用 4,000円 ※消費税増税後は料金が変わります（4,095円）のでご注意ください。

問合せ先 健康ほけん課 健康づくり係 ☎72-1295

後期高齢者医療の被保険者の方へ 医療機関の適正受診についてお願い

現在、休日や夜間における救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局でお薬をもらう際には、下記のことを留意しましょう。

- 体調がすぐれない場合は、軽い症状でも昼間の診療時間内に受診しておきましょう。休日や夜間に救急外来を受診することは、重症の患者さんへの対応が遅れてしまう心配があるだけでなく、医師の負担が増え、医療費も割増料金で高くなります。
- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、早めに相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響をあたえてしまう心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて相談してみましょう。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安くすみます。ジェネリック医薬品を希望する場合は「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。
- 薬には副作用があります。複数の薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもありますので気をつけましょう。
- かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳を活用して、飲み合わせや余っている薬に関して、医師や薬剤師に相談しましょう。

問合せ先 熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-288-6050